

平成29年10月11日 開 会

平成29年10月11日 閉 会

平成29年第2回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

10月11日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 報第8号 専決処分の報告について	4
○日程第4 承第4号及び日程第5 議第57号	4
林市長提案説明	4
○日程第6 質 疑（承第4号及び議第57号）	6
11番 上野欣也議員質疑	6
渡邊理事兼総務課長答弁	7
○日程第7 討 論（承第4号及び議第57号）	7
○日程第8 採 決（承第4号及び議第57号）	8
○閉 会（午前10時15分）	8
○会議録署名者	8

平成29年10月11日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成29年第2回

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 10月11日（水曜日）

○議事日程 第1号 平成29年10月11日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第8号 専決処分の報告について

日程第4 承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

日程第5 議第57号 上告受理の申立てについて

日程第6 質 疑

承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

議第57号 上告受理の申立てについて

日程第7 討 論

承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

議第57号 上告受理の申立てについて

日程第8 採 決

承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

議第57号 上告受理の申立てについて

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第8号 専決処分の報告について

日程第4 承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

日程第5 議第57号 上告受理の申立てについて

日程第6 質 疑

- 承第4号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議第57号 上告受理の申立てについて
- 日程第7 討 論
- 承第4号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議第57号 上告受理の申立てについて
- 日程第8 採 決
- 承第4号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議第57号 上告受理の申立てについて
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 寺 町 祥 江 君 | 2番 | 加 藤 裕 章 君 |
| 3番 | 古 川 雅 一 君 | 4番 | 加 藤 義 信 君 |
| 5番 | 郷 明 夫 君 | 6番 | 操 知 子 君 |
| 7番 | 村 瀬 誠 三 君 | 8番 | 福 井 一 徳 君 |
| 9番 | 山 崎 通 君 | 10番 | 吉 田 茂 広 君 |
| 11番 | 上 野 欣 也 君 | 12番 | 石 神 真 君 |
| 13番 | 武 藤 孝 成 君 | 14番 | 藤 根 圓 六 君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-----------|---------------|-------------|
| 市 長 | 林 宏 優 君 | 副 市 長 | 宇 野 邦 朗 君 |
| 教 育 長 | 伊 藤 正 夫 君 | 理 事 兼 総 務 課 長 | 渡 邊 佳 宏 君 |
| 理 事 兼 地 方 創 生 監 | 柴 田 雅 洋 君 | 企 画 財 政 課 長 | 久 保 田 裕 司 君 |
| 税 務 課 長 | 石 神 彰 君 | 市 民 環 境 課 長 | 奥 田 英 彦 君 |
| 福 祉 課 長 | 桐 山 藤 夫 君 | 健 康 介 護 課 長 | 藤 田 弘 子 君 |
| 産 業 課 長 | 山 田 和 哉 君 | 建 設 課 長 | 長 野 裕 君 |

水道課長	浅野晃秀君	まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君
会計管理者	大西英樹君	消防長	藤根好君
学校教育 課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	梅田義孝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	棚橋輝英
書記	鷺見芳文		

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番 村瀬誠三君、8番 福井一徳君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定されました。

日程第3 報第8号 専決処分の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、報第8号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第4 承第4号及び日程第5 議第57号

○議長（武藤孝成君） 日程第4、承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、日程第5、議第57号 上告受理の申立てについて、以上2議案を一括議案として、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 本日は、平成29年山県市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、10月1日に開催をいたしました山県市ふるさと栗まつり2017についてでござい

ますが、当日は天候にも恵まれ、会場には市内外から大勢の来客があり、山口市ふるさと栗まつりを開催して以来の最高の来場者ではないかと感じました。また、会場におきましては、当市の特産品であります栗の普及拡大のため、山口市産の栗を使用し、大手食品会社とコラボ商品の開発によりまして販売されている炊き込みごはんの素岐阜山県の栗 栗ごはんなどの試食や販売がございました。私も試食させていただきましたが、山口市産の栗の甘さと香りが感じられる大変おいしい商品でございました。

なお、今後におきましても、新たなコラボ商品として、利平栗の甘露煮、岐阜山県の栗 栗きんとんも販売される予定であり、岐阜山県の栗によります本市の認知度の向上、山県の栗のブランド化による生産者の確保などにつなげていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、専決処分案件 1 件、その他案件 1 件の計 2 案件でございます。

それでは、上程されました 2 案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー 2、承第 4 号 平成 29 年度山口市一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,430 万円を追加し、その総額を 131 億 3,459 万 5,000 円とする補正予算を 9 月 28 日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

これは、衆議院解散に伴い、総選挙を実施するための投票立会人等の報酬、常勤職員の時間外勤務手当のほか、各種選挙事務費やポスター掲示場の経費等を歳出予算に追加し、その全額を選挙事務委託金として歳入予算に計上をしたものでございます。

次に、資料ナンバー 1、2 ページの議第 57 号 上告受理の申立てにつきましては、平成 29 年 9 月 28 日に名古屋高等裁判所で判決がありました国家賠償請求控訴事件について、上告受理の申し立てを行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この事件は、平成 26 年 12 月 5 日に、原告 2 人から農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外の申し出があったものについて、市が受理せず、または除外を認めなかったことに対して 1,552 万 3,269 円と訴訟費用を支払うよう、本市が被告として訴えられた損害賠償請求事件でございます。

第 1 審の岐阜地方裁判所においては、原告らの請求をいずれも棄却し、訴訟費用は原告らの負担とする判決をいただきました。第 2 審の控訴審は、この判決を不服とした原告らが平成 28 年 12 月 20 日に名古屋高等裁判所に控訴したものでございまして、本年 7 月

25日に結審し、9月28日に判決が申し渡されました。その判決は、第1審の判決中、原告1人に関する部分を取り消し、市に対し、44万3,000円の損害賠償額と訴訟費用の一部を負担させるものでございました。なお、ほかの1人の原告の請求はすべて棄却されました。

判決理由は、市の内規で規定する添付書類の提出がなかったことを理由として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外の申し出を不受理とした行為は法的根拠がなく、市長の裁量権の範囲か否かを検討するまでもなく違法であり、また、農地法違反の事実がないのに、それを前提に、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たした本件申し出を認めなかった行為は、市長の裁量権の範囲を逸脱したものととして違法であるとのことでもございました。

市といたしましては、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外の申し出を不受理としたことなどについて、当初から一貫して市長の裁量の範囲内であると主張し、第1審においては認めていただきましたが、これが認められなかった控訴審の判決は、誤った法令解釈が含まれており、本件の訴訟は、法令の解釈に関する重要な事項を含むものであることから、最高裁判所に上告受理の申し立てを行おうとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより承第4号及び議第57号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。発言はありませんか。

上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 議第57号について質問をいたします。

まず、地方裁判所に提訴して、そして判決が出たわけですね、それは勝訴だったと。今回、向こうが名古屋高等裁判所に提訴して、一部認められなかったわけですね。一部敗訴したと。今度、上告を最高裁にすることですけれども、この間、市としては今度のあれで勝訴するというふうに見込んで臨んでいたんだろうと思いますけど、やはり上告するという、敗訴という側面もやっぱり考えて、何らかの形で勉強していたのか、研究していたのか、結果的に敗訴になって上告するというふうになったのか、そのあたりの経緯をやっぱりきちんと明確に説明する責任があるのではないかと思います。

特に、これ、判決が出てから上告するまでに期間が短いわけでしょう。そうすると、なかなかそういう勉強をしておる機会がないので、弁護士の言ったとおりというふうな道筋もあるわけですけど、これ、スタート時点からきちんとこういうものについて学習して、専門的に調べて、例えば裁量権の問題にしても、こういう事案としては幾つかあると思うんですよ、現実には。そういうものを勉強して臨んでいるのかどうか、そのあたりのことについて、総務課長にお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 上野議員の御指摘は十分考慮しまして、勉強しているところでございますが、この上告受理の申し立てにつきましては、ポイントとしましては、誤った法令解釈ということで、本件の申し入れ自体が行政処分当たるか否かというところがポイントになると思われまます。そのポイントにつきまして、地裁の判決は、簡単に言いますと行政処分の範囲ではない、高裁はその範囲ですということですので、その点を争わせていただきたいというふうに考えております。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第4号及び議第57号の質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第4号及び議第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、承第4号及び議第57号は、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより、承第4号及び議第57号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第4号及び議第57号の討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。

ただいまから、採決を行います。

承第4号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

議第57号 上告受理の申立てについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

○議長（武藤孝成君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて閉じ、平成29年第2回山県市議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さんでございました。

午前10時15分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 武 藤 孝 成

7 番 議 員 村 瀬 誠 三

8 番 議 員 福 井 一 徳